

東洋史研究

第六十一卷 第二號 平成十四年九月發行

天子の好逮

——漢代の儒教的皇后論——

保 科 季 子

はじめに

第一章 漢代の皇后

第一節 皇后位の確立

第二節 「后」の獨占

第三節 祭祀と皇后

第二章 後漢經學議論と皇后

第一節 天子親迎議論

第二節 妾母爲夫人議論と追尊皇后

第三節 君子好仇

むすび——關雎と皇后——

はじめに

關關たる雉鳩は、河の洲に在り

窈窕たる淑女は、君子の好逑

『詩』三百篇の冒頭を飾る周南・關雎は、大序に「后妃の徳」とあり、文王と太姒を歌うものともされてきた。詩序については議論が多いが、『史記』卷四九外戚世家が、

故に易は乾坤に基づき、詩は關雎に始まり、書は釐降を美し、春秋は親迎せざるを譏る。夫婦の際は、人道の大倫なり。：甚だしきかな、妃匹の愛、君之を臣に得る能わず、父之を子に得る能わず、況や卑下にをや。

と述べるように、關雎を后妃の歌とする解釋は、前漢の中期にはすでに定着していた。前漢以來、皇后をはじめとする後宮妃嬪に關する上奏文などに、常に關雎が引かれてきたのもそのためである。⁽³⁾

漢代に盛行した魯・齊・韓の今文三家詩は滅んだとはいえ、『毛傳』は現存する經書の注釋の中でも最古に屬し、後漢末鄭玄の『毛詩鄭箋』（以後『鄭箋』）とともに、漢代の『詩』解釋を現代に傳えている。しかし、この關雎の二つの注釋は、『鄭箋』は『毛傳』を敷衍しているはずにもかかわらず、かなり食い違っていることは、すでに清儒によってくり返し指摘されてきた。⁽⁴⁾ とりわけ、關雎の「窈窕淑女、君子好逑」の二句については、①『毛傳』は詩中の淑女を后妃自身とし、『鄭箋』は后妃と淑女を別人とする、②「好逑」を、『毛傳』は「好匹（よい連れ合い）」と讀むが、『鄭箋』は「逑」を「仇」とし、「君子の爲に衆妾を和好する（仇を好す）」と讀む、という二つの大きな違いが存在する。結果として、この二句の解釋は、『毛傳』では、「后妃である淑女は君子のよい連れ合いである」と單純なものだが、『鄭箋』では、「后妃が夫の君子のために進めた淑女が、他の怨んでいる衆妾たちをも感化した。すべて后妃の徳によるのである。」という、複雑な解釋となる。鄭玄が『毛傳』に逆らって、敢えてこのような無理な解釋を採った理由には、後漢時代の皇后論が何

らかの影を落としているのではないだろうか。

漢代の皇后に關する研究は、意外なほど数が少なく、またほとんどが皇太后や外戚に議論の重心を置くものである。そのなかでも谷口やすよ氏と渡邊義浩氏の研究がまとまったものであり、それらによれば、漢代、皇后は皇帝とともに宗廟を奉じ、天下の母として君臨する存在とされる。皇后權は皇帝の「嫡妻」であるところに淵源し、しばしば「嫡妻權」とも稱されるが、後漢時代には皇后冊立に際して、「皇后の尊、帝と體を齊しくす」(『續漢書』禮儀志劉昭注引蔡質「立皇后儀」)という詔が發せられたように、皇后は皇帝と一體な存在とみなされていた。このほか皇后の出自・選出方法については、藤川正數氏の研究が、後宮后妃の制度に關しては鎌田重雄氏ほかの研究があるが、いずれも嫡妻としての皇后を自明の前提とする。しかし、『史記』は統一秦における「皇后」はもちろん、後宮制度についてすら言及せず、皇后が統一秦に存在したとする記述は、實は、

漢の興るや、秦の稱號に因り、帝母は皇太后を稱し、祖母は太皇太后を稱し、適は皇后を稱し、妾は皆な夫人を稱す。
(『漢書』卷九七上外戚傳上)

という、後漢初期の『漢書』外戚傳の「秦の稱號に因り」だけなのである。

始皇帝に皇后がいたのかどうか、今となつては檢證のしようもないことだが、始皇帝が「皇帝」號を制定したその始めより、皇帝の一體なる妻としての「皇后」が設定されていたのかどうか、皇后が皇帝の嫡妻として、獨自の權威を獲得するのがいつからなのかは、統一秦の史料から「皇后」も「皇太后」も見いだすことができない以上、問い直すべき問題と
思われる。

わずかながらこの問題に觸れているのは谷口やすよ氏である。氏は、『儀禮』『禮記』に夫婦一體の思想が見え、思想の成立は書の成立に先立つが故に、漢初にはすでに皇后と皇帝を一體視する思想が成立していたとする。⁽⁸⁾しかし、氏が挙げた呂後の事例は、劉邦の糟糠の妻である呂後の特殊な地位・個性を考慮に入れていない上に、⁽⁹⁾本來天子の禮について述べ

るものではない『儀禮』をそのまま皇帝夫妻に援用するという問題があり、また前漢の皇后が『禮記』に見える「天子の后」に比さるべき、皇帝との對偶性をすでに獲得していたか否かについても、充分に検討されていない。

「天子と后とは、猶お日と月と、陰と陽とのごとく、相い須ちて後成る者なり。」（『禮記』昏義）と、天子と后が太陽と月とに譬えられるように、儒教の世界観の中で、后は天子の對偶として、世界の陰陽調和を象徵する存在であり、その意味で皇帝觀と表裏一體の關係にある。本稿の課題は、これまで「外戚政權」というファクターでしかとらえられてこなかった漢代の皇后を、經學上の議論とリンクした、儒教的な皇后觀の變遷という視點で考察することにある。まず第一章において、皇帝の一體なる妻、對偶的存在としての皇后觀念の形成の過程を追っていくことにする。『禮記』に現れる儒教的な「天子の后」としての皇后像が、漢代のどの時點で確立されたのかを明らかにすることは、皇后と經學上の「天子の后」の問題に立ち入る前に、踏まなければならない手續きである。

つづいて第二章において、『五經異義』等に見える天子親迎に關する議論を手がかりとして、經學上の「后」議論と現實の漢王朝の皇后觀との關わりを考察する。この議論を通して、「天子の后」としての皇后の複雑な立場に、我々は氣づかされるのである。

第一章 漢代の皇后

第一節 皇后位の確立

「后」という文字は本來は「君」の意であり、天子の妃の意味で「后」が使用されるのは『春秋』が最初であるとは、早くに顧炎武が考證しているが、⁽¹⁰⁾統一秦の皇帝の妻として皇后が存在したかどうかは、「はじめに」で述べたように、史料に徵することができない。史料上で最初に確認できるのは漢高祖の呂皇后である。しかし、『史記』は高祖呂皇后と少

帝呂皇后の二人を一度も「皇后」とは書かず、「帝后」とか「正后」とか記すのみである。⁽¹¹⁾

つまり『史記』が「皇后」と書くのは惠帝張皇后が最初となる。彼女は呂氏誅滅の後、文帝の後元元（前一六三）年まで生きて、死後安陵に合葬された。『史記』は張皇后を常に「孝惠皇后」と呼んでおり、文帝時代に贈られた諡號の可能性もあり、惠帝在位中に、張氏が「皇后」と呼ばれていた證據にはならない。文帝の即位直後に皇后竇氏が立てられる以前から、皇帝の妻が「皇后」と呼ばれていたのかどうか、檢證するすべは現在のところないのである。⁽¹²⁾「皇后」が確實に存在した文帝期にしても、『漢書』卷四九袁盎傳には、

上、上林に幸し、皇后、愼夫人從う。其の禁中に在るや、常に坐を同じくす。

とあり、袁盎が愼夫人の坐を下げると文帝は怒ったというから、宮中の席次において皇后と他の妻妾の間に、嚴然とした格差はまだなかったのであろう。

『史記』は皇后に對する記述があまり熱心ではなく、『史記』本紀に立后が記録されるのは、文帝竇皇后と景帝王皇后の二后だけである。一方、『漢書』本紀は景帝薄皇后と武帝陳皇后以外は、全ての皇后の立后を記載する。要するに、『漢書』は高祖呂皇后と惠帝張皇后の立后記事は補いながら、景帝薄皇后と武帝陳皇后の立后記事は補っていないのである。しかもこの二后の廢后だけを記しており、いかにも不自然である。班固のミスが二度重なるとも思えず、この二后の立后日時が、すでに班固の時代にはわからなくなっていたと考えざるを得ない。

この二后はどちらも、もともと皇太子妃、つまり皇太子時代の正妻から皇后に立てられている。そしてただ二例だけ、『史記』本紀に立后記事がある文帝竇皇后と景帝王皇后の場合は、皇后を立てる時點では正妻不在であり、側妾から立てられている。ここから、漢初より武帝期前半まで、皇太子妃は夫である皇太子の皇帝即位と同時に皇后に昇格し、大げさな立后儀禮を特に必要としなかったのではないかと考えられる。假に皇太子妃から皇后への昇格儀禮があったとしても、わざわざ記録に残すほどの大事と認識されていなかったのは確實である。⁽¹³⁾漢初には「皇后」獨自の權威は、まだ十分に意

識されていなかったということを意味する。

(14)

後宮制度は武帝期の後半に整備されているから、おそらく、その時期を境に皇后の地位は大きく變化したと考えられる。昭帝以下の皇后はすべて『漢書』本紀に立后が記載されており、うち宣帝許皇后、元帝王皇后、成帝許皇后、哀帝傅皇后は即位以前の正妻でありながら、みな改めて立后されている。注目すべきは、元帝の即位によって皇太子妃から婕妤となり、三日後に立后された元帝王皇后の事例である。

後三年、宣帝崩じ、太子位に即く、是れ孝元帝たり。太孫を立てて太子と爲し、母王妃を以て婕妤と爲し、父禁を封じて陽平侯と爲す。後三日にして、婕妤立ちて皇后と爲る。〔『漢書』卷九八元后傳〕

同様に皇太子妃であった成帝許皇后や哀帝傅皇后の場合、妃から直接に立后されているから、婕妤を経なければ皇后になれないということはないはずである。にもかかわらず、元帝王皇后がわずか三日間でも婕妤とされたのは、王氏所生の男子が皇太子に立てられたため、新たな皇太子の母を、たとえ三日間でも皇太子妃のまま止め措くのは問題だとして、ひとまず婕妤の號を與えたとの推測が可能となろう。しかしこの事例により、前漢後半期になると、新皇帝の即位にともない、皇太子妃が同時に皇后へ昇格することはあり得ないことが明らかにになる。宣帝の民間時代の妻であった許皇后も、いったん婕妤となつてから皇后に立てられたことと考える合わせても、この時期には、皇后となるには立后儀禮を必要としたこと、つまり独自の「皇后」權威が生まれていることは明らかである。

武帝期後半に制定された、婕妤以下十三等（元帝は婕妤の上に昭儀を置き、十四等）の後宮妻妾の位階は、それぞれ丞相・諸侯王以下の爵位に比視された。

武帝に至り婕妤、姁娥、俗華、充依を制し、各おの爵位有り、而して元帝昭儀の號を加え、凡そ十四等と云う。昭儀位は丞相に視え、爵は諸侯王に比す。婕妤は上卿に視え、列侯に比す。姁娥は中二千石に視え、關内侯に比す。俗華は眞二千石、大上造に比す。……（以下略）……〔『漢書』外戚傳〕

鎌田氏も指摘するように、後宮妻妾の號位は男子官僚の爵制に相應する構成を持ち、官僚ピラミッドに相對する、後宮のピラミッドを成していた⁽¹⁵⁾。しかし、皇后はこのピラミッドの内には位置しない。皇帝が丞相以下の官僚ピラミッド内ではなく、その上に立つのと同様に、皇后は婕妤（元帝以後は昭儀）以下の後宮ピラミッドの上に立つ存在とされているのである。

『漢書』外戚傳の記述は元帝期に創設された「昭儀」號を含んでおり、武帝期からすでに男子官僚の爵に相應していたかどうかは疑わしく、元帝期以降があるいはもう少し降るかも知れないが、しかし、「皇后」權威は、武帝期以降、明確に意識されるようになり、皇帝と相對する存在として位置づけられていったのである。

第二節 「后」の獨占

前漢末に肥大化した後宮制度は、後漢再興の後、光武帝によって皇后・貴人と美人、宮人、采女の三等のみと簡略化される⁽¹⁶⁾。後漢の皇后は、家柄が重視され、多く貴人より立てられ、夫の諡に従った前漢の皇后と異なり、自ら諡號を有する⁽¹⁷⁾など、皇后の地位はいっそう權威化され、形式的にも整えられていったと考えられる。それは後宮内部の序列にとどまらず、後宮外にも及び、前漢期には「王后」であつた諸侯王の嫡妻の號が、後漢では「王妃」へと格下げされているのである⁽¹⁹⁾。

『續漢書』百官志「皇子封王」條の劉昭注引胡廣『漢官解詁』は、

後漢、妾數限制無く、乃ち正適を制設して妃と曰い、小夫人を取ることを四十人を過ぎるを得ざらしむ。

と、後漢の諸侯王の嫡妻は「妃」であると述べ、また實際に安帝の父清河孝王の嫡妻は「妃」であり、⁽²⁰⁾質帝の生母陳夫人は「渤海孝王妃」を贈られ、廢帝弘農王の唐姬は「弘農王妃」を拜するなど、『後漢書』に見える諸侯王妻の最高位は「王妃」である。『續漢書』輿服志にも「大貴人、貴人、公主、王妃、封君は油畫の輶車」と王妃が見え、同書百官志小

黃門の條には「諸公主及び王太妃等の疾苦有らば、則ち使いして之を問う」とあり、諸侯王の母は「王太妃」と呼ばれていたようである。⁽²¹⁾これは、『禮記』曲禮下に、

天子の妃を后と曰い、諸侯は夫人と曰い、大夫は孺人と曰い、士は婦人と曰い、庶人は妻と曰う。

と、『后』は天子の妃に限定され、『白虎通』⁽²²⁾もまた、

天子の妃は之を后と謂うは何ぞ。后とは、君なり。天子の妃は至尊、故に后と謂うなり。至尊に配され、海内の小君爲るを明らかにし、天下之を尊ぶ。故に王に繋けて之を言い、王后と曰うなり。(嫁娶篇)

と述べるよう、儒教禮説の浸透に伴い、『后』は皇后一人に限られるべきであり、諸侯王の妻が王后を稱するのは僭稱との認識が生じたためと考えられる。

「后」が權威化していく傾向は、前漢末にすでに現れている。景帝王皇后の立后記事は、

膠東王太后を立てて皇后と爲す。(『史記』孝景本紀、景帝七年)

とあり、景帝在世中で、また膠東王徹(後の武帝)は幼少のためまだ就藩せず、母子ともども宮中に居住していたにもかかわらず、その母は「膠東王太后」と稱されたことがわかる。ところが、元帝は子のある婕妤を殊遇するために、新たに「昭儀」號を制定したのであり、元帝期には所生の皇子が諸侯王に封ぜられても、夫である皇帝在世中は太后を稱することができなくなっていた。

元帝 既に傅婕妤を重んじ、及び馮婕妤も亦た幸せられ、中山孝王を生む。上之を後宮に殊せんと欲するも、二人は皆な子有りて王と爲るも、上尚お在ますを以て、未だ太后と稱すを得ざれば、乃ち號を更めて昭儀と曰い、賜うに印綬を以てし、婕妤の上に在らしむ。其の儀を昭らかにし、之を尊ぶなり。成・哀の時に至りて、趙昭儀・董昭儀皆な子無きも、猶お焉を稱す。(『漢書』外戚傳)

つまり、宮中における「后」は原則として皇后と皇太后・太皇太后のみに限られていたのである。その後、元帝傅昭儀は

孫の哀帝が即位しても「定陶太后」（定陶王の母太后）と呼ばれることに反發し、哀帝より「皇太后」の尊號を得たが、哀帝の死後は王莽によつて尊號は剝奪された。⁽²³⁾この事件の後、皇太后の稱號は先帝皇后によつて獨占され、皇帝の生母に對する先帝皇后權威の優越が決定づけられたのである。

谷口やすよ氏が皇太后は先帝の皇后の地位に附帶する副次的な號であると指摘するように、⁽²⁴⁾前漢宣帝以後、本來は皇帝の母の稱號である「皇太后」號を先帝皇后が稱するのが慣例化し、後漢の正號皇太后は全て先帝皇后である。後漢の皇帝生母は皇太后ではなく、皇后を追尊されるのである。永元九（九七）年の和帝による生母梁貴人の「恭懷皇后」追尊は、

甲子、皇妣梁貴人を追尊して皇太后と爲す。冬十月乙酉、恭懷梁皇后を西陵に改葬す。^{〔後漢書〕和帝紀}

甲子、改めて梁貴人を承光宮に殯し、追尊して皇太后と爲し、諡は恭懷と曰い、西陵に葬る。^{〔後漢紀〕}卷一四和帝紀

とあり、また靈帝の生母「孝仁皇后」董氏が、生前「董太后」と呼ばれている事例から見ても、後漢の「○○皇后」追尊は、實は皇太后追尊と同じことと言いうる。⁽²⁶⁾王莽によつて後に剝奪されたとは言え、「皇太后」を得た傳昭儀は、死後いったん「孝元傳皇后」として元帝の渭陵に合葬されたのであり、前漢末以降、皇后と皇太后が表裏一體のものとして認識されていたことは明らかである。後漢では諸侯王の嫡妻が「王妃」となったことにより、「后」と言えば則ち「皇后」を指したのである。⁽²⁷⁾

後漢初期に否定された「王后」の號は、建安二四（二一九）年、魏王曹操の夫人卞氏が王后とされて復活し、晉による魏の篡奪直前である咸熙二（二六五）年には、

又た晉王に命じて冕は十有二旒、天子の旌旗を建て、出るには警し入りては蹕し、金根車・六馬に乗り、五時副車を備え、旄頭雲罕を置き、樂は八佾を舞い、鐘虡宮縣を設けしむ。王妃を進めて王后と爲し、世子を太子と爲し、王子、王女、王孫は爵命の號舊儀の如からしむ。^{〔三國志〕}卷四「魏書」三少帝紀

と、晉王妃を王后に格上げする處置がとられている。同時に行われたことは晉王を天子と同格にする處置であり、「后」それ自體が天子の嫡妻の稱と意識されていることは明らかである。つまり漢の皇后は、後漢初期に「后」が皇后に獨占された時點で、ようやく天子の嫡妻としての地位を獲得したのである。

第三節 祭祀と皇后

以上のように漢代の皇后は、前漢武帝期後半の後宮制度の改革を契機とし、しだいに皇帝嫡妻としての独自の權威を意識されるようになり、後漢初期に「后」を獨占することにより、『禮記』の「天子の后」に比さるる地位を獲得するにいたる。武帝期以降は、まさに前漢の諸制度が整備されていく時期であり、漢王朝の皇帝支配の枠組みの中で、皇后は皇帝に對置される存在として重要性を増していったのである。前漢成帝の時、丞相の匡衡は、

臣又之を師より聞くに、曰く「妃匹の際は、生民の始め、萬福の原なり」と。婚姻の禮正され、然る後に品物遂りて天命全し。孔子 詩を論するに關雎を以て始めと爲し、言えらく、太上なる者は民の父母なりと。后夫人の行い天地に倅しからざれば、則ち以て神靈の統を奉じて萬物の宜しきを理む無し。故に詩に曰く、「窈窕たる淑女は、君子の好仇」と。言うところは能く其の貞淑を致し、其の操を貳せず、情欲の感 容儀に介する無く、宴私の意 動靜に形われず、夫れ然る後以て至尊に配して宗廟の主と爲すべし。此れ綱紀の首、王教の端なり。上世已來より、三代の興廢、未だ此に由らざる者有らざるなり。（『漢書』卷八一 匡衡傳）

と、皇帝と皇后の夫婦が陰陽を調和し、萬物の源となると述べている。前節で指摘したように、皇后權威は武帝期後半以後確立されていたが、この動きは、武帝元鼎四（前一二三）年に天の祭祀に對應して地の后土祠の祭祀を創始するなどの、陰陽二元論的な郊祀制度の形成とほぼ時を同じくしている。⁽²⁸⁾

其の明年（元鼎四年）冬、天子雍に郊す。議して曰く、「今、上帝は朕親ら郊すも、而れども后土は祀ること無ければ、

則ち禮として答へざるなり」と。(『史記』封禪書)

ここには天だけでなく地も祭らなければならない、という陰陽二元論的な祭祀觀と、天「帝」に對する「后」土という對應性が見てとれよう。その後、成帝初めに甘泉の泰時、汾陰の后土祠を罷め、

天を南郊に祭るは、陽の義に就くなり。地を北郊に瘞すは、陰の象に即くなり。(『漢書』郊祀志下)

と、陰陽觀念に基づいた南北郊祀が主張されるが、その主唱者とは上述の皇后論を展開した丞相匡衡であつた。

つとに小島毅氏が指摘するように、北郊における地の祭祀とは實は經書にはなく、匡衡の上奏にはじめて見える。⁽²⁹⁾このことは、前漢後半期以降の皇后觀と、陰陽二元的な祭祀觀とが密接に結びついていたのを示しており、だからこそ、皇帝の繼嗣不在を理由に、郊祀制度が變遷を繰り返さねばならなかつたのである。平帝元始五(後五)年、ようやく南北郊祀に決着するが、さらにはこの時、天を祭るに高祖を配し、地には呂皇后を配する、いわゆる「祭地配后」⁽³⁰⁾がはじめて行われた。

天地の合祭に、先祖は天に配し、先妣は陸に配するは、其の誼は一なればなり。天陸精を合し、夫婦は判合す。天を南郊に祭れば、則ち陸を以て配するは、一體の誼なり。(『漢書』郊祀志下)

『儀禮』喪服の「夫妻一體」「夫妻判合」の語が引用されているが、高祖と呂皇后の夫婦としての一體性が、宗廟ではなく郊祀に關わつて述べられていることは重要である。

平帝元始四(後四)年、王莽の女が皇后に選ばれた時、大司徒司直陳崇は王莽の功德を稱える上奏の中で、「皇后の尊は天子に侔し」(『漢書』王莽傳)と、はじめて皇后の尊嚴が皇帝と同等であると述べる。前漢の最末期には、皇帝と皇后の間にも、『儀禮』に見える一般の夫婦と同じ一體の原理が適用されるようになったのである。⁽³²⁾

後漢初期に編纂された『白虎通』はよりはっきりと、

妻とは、齊なり。夫と體を齊しくすること、天子より下は庶人に至るまで、其の義は一なり。(嫁娶篇)

王者の臣とせざる所の者三とは、何ぞや。二王の後、妻の父母、夷狄なり。……妻の父母を臣とせざるは何ぞ。妻なる者は己と一體、宗廟を恭承し、其の歡心を得、上は先祖を承け、下は萬世を繼ぎ、無窮に傳えんと欲す、故に臣とせざるなり。(王者不臣篇)

と、天子と后との一體性を明言する。後漢末の蔡邕も「帝后は一體、禮も亦た宜しく同じかるべし」と言うが、皇帝と一體なる皇后の尊嚴は、後漢の初期に確立され、『白虎通』に明文化された皇后觀であり、そして後漢末まで一貫して認められていくのである。

皇帝と皇后を一體の夫婦として、天と地、陽と陰に擬す考え方は、漢代的な陰陽二元論的思想に基づくものであり、皇帝に對置する存在として皇后權威が確立されていくことは、皇帝と皇后を天地、陰陽、日月になぞらえることである。それはまさに漢の皇帝權威がより立體的なイメージを獲得する過程なのである。

第二章 後漢經學議論と皇后

第一節 天子親迎議論

皇后の尊嚴は、前漢武帝期ごろよりしだいに上昇し、後漢初期に諸侯王の嫡妻が王后から王妃へと格下げされ、「后」が皇后一人に獨占された時點で、天子の嫡妻の地位を確固たるものとした。『儀禮』に明言された「夫妻一體」を皇帝夫妻にもあてはめ、「帝后一體」として、皇后は皇帝と一體なる存在と認められたのである。しかしこの結果、皇后は天下に並びなき皇帝の匹敵する妻であるという、大きな矛盾を抱えこむことになる。

許慎の『五經異義』(以後『異義』と略稱)に收められた「天子親迎」に關する議論は、まさにこの、后に對する天子の尊嚴の問題を論じるものと言える。親迎とは、婚姻の際の六禮(納采・問名・納吉・納徵・請期・親迎³⁴)の一つで、花婿本人

が花嫁を迎えに行くことである。要するに天子親迎議論とは、天子もまた親迎すべきか否かの議論にすぎないのだが、核心部分は深刻な問題を孕んでいる。

異議。禮戴説、天子親迎す。春秋公羊説、天子より庶人に至るまで、娶るには皆な當に親迎すべし。左氏説、天子は至尊にして敵する無し。故に親迎の禮無し。祭公の王后を逆うるや、未だ京師に致らずして、而して后と稱す。天子行かざるも禮成るを知るなり。(『禮記』哀公問疏等引)⁽³⁵⁾

禮戴説と春秋公羊説では天子から庶人まで全て親迎すべきとし、春秋左氏説では天子は至尊で匹敵する存在がない、つまり、后といえども天子に匹敵する存在たりえないので親迎せずとする。親迎説は今文説であり、一方不親迎説は古文説である。⁽³⁶⁾ 許慎は、

謹みて案ずるに、高祖の時、皇太子の納妃に、叔孫通禮を制し、以爲く天子に親迎無しと。左氏の義に従う。

と、高祖の時に皇太子の婚禮に際しての叔孫通の禮制を根據に、古文説の「親迎なし」に軍配をあげている。許慎が叔孫通の定めた禮制を根據としたことは、この議論が單なる机上の空論ではなく、實際の漢王朝の儀禮を念頭に置いていたことを物語る。

これに對して、鄭玄は『駁五經異義』(以後『駁異義』と略稱)を著し、以下のように反論する。

駁に曰く、太姒の家は、「治の陽に在り、渭の浚に在り。文王渭に親迎す」とは、即ち天子親迎の明文なり。天子は至尊と雖も、其の後に於けるは猶お夫婦なり。夫婦は判合し、禮は一體を同じくす。所謂の敵無しとは、豈に此に施さんや。禮記哀公問に曰く、「寡人願わくは言うこと有らん。然れども冕して親迎するは已だ重からずやと。孔子愀然として色を作して對えて曰く、二姓の好を合わせ、以て先聖の後を繼ぎ、以て天地宗廟社稷の主と爲る。君何ぞ已だ重しと謂うや」と。此れ親迎を言いて、先聖の後を繼ぎ、天地宗廟の主と爲ると。天子に非ざれば則ち誰ぞ。

(『春秋穀梁傳』桓公八年注等引)

鄭玄の駁議は、この議論がまさに天子の地位の超越性と、夫婦の一體性の問題であることを明らかにするのである。天子もまた親迎すべきとは、鄭玄が「其の後に於けるは猶お夫婦なり」と述べるように、夫婦の一體性を天子から庶人まで普遍的なものととらえ、重視する考えに基づいている。親迎説の論據は「天子より庶人に至るまで」の、人倫の根本である夫婦の一體性なのであり、明らかに、天子と后とを一體とみる後漢的な皇帝—皇后觀に基づいている。ところが一方左氏説は、「天子は至尊にして敵無し」と、天子は匹敵する者なき存在であるが故に親迎しない、つまり后は一般に言うところの嫡妻には當たらなとするのである。

天子もまた親迎するとすれば、天子といえども庶人と同じ禮の規範の拘束を受けることになる。つまり、后との一體性をつきつめていけば、天子の至尊性、絶對性は損なわれかねない。古文説の不親迎説は、この矛盾をするどくついているのである。

ここで鄭玄が反駁の根據とした『詩』大雅・大明の文王の親迎と、『禮記』哀公問の孔子の發言の二つは、どちらも『禮記』哀公問疏や、『左傳』桓公八年疏によつて、天子の禮の根據としては不適切なものと批判されているが、天子親迎の根據を『詩』大明に置くのは、鄭玄のオリジナルではなく、『白虎通』の説を襲っているに過ぎない。

天子より下は士に至るまで、必ず親迎して綏を授くる者は何ぞ。陽を以て陰に下るなり。其の歡心を得、親を示さんと欲するの心なり。必ず親迎し、輪を御すること三周、車を下りて曲顧する者は、淫佚を防ぐなり。詩に云う、「文厥の祥を定め、渭に親迎す。船を造べて梁と爲す。顯ならざらんや其の光」と。(嫁娶篇)

前漢末から後漢初期においては、天子も親迎すべきとする今文説の方が有力であつたと見えて、王莽は皇帝即位後の自身の婚禮の際に、「前殿兩階の間」までながら親迎し、これが皇帝親迎の唯一の確實な例である。⁽³⁸⁾

(地皇四年、)莽之を聞きて愈いよ恐る。外には自ら安んずるを視めさんと欲し、乃ち其の須髪を染め、徴す所の天下の淑女杜陵の史氏の女を進めて皇后と爲し、黄金三萬斤もて聘し、車馬奴婢雜帛珍寶は巨萬を以て計う。莽前

殿兩階の間に親迎し、同牢の禮を上西堂に成す。〔漢書〕王莽傳)

許慎の『異義』は、章帝建初四(七九)年の白虎觀會議より以後、和帝永元二(一〇〇)年以前の成立と考えられているが、⁽³⁹⁾『白虎通』に逆らつて古文・不親迎説に同意して⁽⁴⁰⁾いるし、桓帝建和元(一四七)年に行われた後漢で唯一の懿獻梁皇後の聘后(始めから皇后として入宮する)では、親迎が議論された形跡はない。『後漢書』皇后紀・懿獻梁皇后傳に、

是に於いて悉く孝惠皇帝の后を納るるの故事に依り、黃金二萬斤もて聘し、納采は鴈・璧・乘馬・束帛、一に舊典の如くす。

と、惠帝張皇后の故事——それは叔孫通の制定した禮制であろうから——に則つて行われたというからには、皇帝の親迎は實行されなかつたと見てよいであろう。⁽⁴¹⁾王莽が前殿の階まで出向いてことさらに「親迎」と稱したような、形ばかりの親迎儀禮すら、もはや行われていない。

『駁異義』は桓帝中年ごろの成立ともされ、桓帝初年の懿獻梁皇后の聘后よりも後のものであるのはほぼ間違いないが、⁽⁴²⁾にもかかわらず鄭玄は強硬に親迎を主張する。ただし、鄭玄と同時代人である何休『公羊解詁』は、襄公一五年に注して「禮、王后を逆うるには、當に三公に使いせしむべし」といい、天子は親迎しないことになっている。『異義』が執筆された和帝期を境として、天子不親迎説の方が優位となり、後漢末には今文公羊學すら不親迎説に落ち着いてしまうのである。

第二節 妾母爲夫人議論と追尊皇后

『異義』が執筆されたほぼ同じころ、永元九(九七)年、和帝による生母梁貴人への「恭懷皇后」追尊が行われた。生母の追尊は哀帝期の「尊號問題」以後は否定され、後漢章帝は嫡母馬皇后を尊重し、生母賈貴人は尊號を得ることがなかった。ところが和帝が生母を追尊して以後、當然のごとく踏襲されていく。しかも、第一章に述べたように、後漢では

「皇太后」ではなく「皇后」を追尊されるのである。この節では追尊皇后とそれに關わる經學上の妾母と嫡母の問題について考察してみたい。後漢の皇帝で皇后の所生は明帝と少帝弘農王の二人だけであり、妾母と嫡母の問題は、後漢においては現實問題でもあった。

『異義』には、妾腹の子が君（諸侯）となった時に、其の母を尊んで夫人と爲すことができるかどうか、という議論がある。公羊・左氏は『公羊傳』の「母は子を以て貴し」を論據に夫人と稱し得るとし、穀梁説は子が母を爵することと、妾を妻とすることは非禮であるとしてそれに反對する。⁽⁴³⁾この議論は、「母は子を以て貴し」——つまり子である君主の權威——と、嫡妾の別のどちらが優先するか、という點に集約できるのだが、許慎は經に譏文が無いのを理由に妾母を夫人と爲すを得るとする。⁽⁴⁴⁾哀帝期の尊號問題でも、傅太后側は「母以子貴」を理由として尊號を要求し、和帝が生母梁貴人に「恭懷皇后」を追尊した理由もまた、「母以子貴」であった。

（張）酺 對えて曰く、「春秋の義、母は子を以て貴し。漢興りて以來、母氏の隆顯せざるは莫し。臣愚以爲く、宜しく尊號を上り、聖靈を追慰し、諸舅を存録し、以て親親を明らかにすべし」と。（『後漢書』列傳二四梁竦傳）

「母以子貴」は、妾に對する嫡妻の絶對的優越を破り、皇帝の「一體なる妻」としての皇后の尊嚴と對立する論理なのである。そして、反論する鄭玄の根據は「二嫡無き」であった。

駁に曰く、禮喪服、父は長子の爲に三年す、將に傳えんとするところの重きを以ての故なり。⁽⁴⁵⁾衆子は則ち之が爲に期するのみなるは、二嫡無きを明らかにするなり。女君 卒すれば、貴妾 室を繼ぐも、其の事を攝するのみにして、復た立ちて夫人と爲るを得ず。魯僖公 妾母もて夫人と爲す者は、乃ち莊公夫人哀姜は子般・閔公を殺すの罪有りて、應に貶すべきに緣るが故なり。近きは漢呂后 戚夫人及び庶子趙王を殺して仁ならざれば、廢せられて配食せらるるを得ず、文帝 更めて其の母薄后を尊ぶは、其の比に非ざらんや。妾子の立つる者、其の母を尊ぶを得るとは、禮に未だ之れ有らざるなり。（『通典』卷七「等引」）

鄭玄は、嫡妻に落ち度があつて廢黜されない限り、妾が夫人と稱されることはないとする。鄭駁はおそらく『白虎通』が、

適夫人死さば、更めて夫人を立つる者は、敢えて卑賤を以て宗廟を承けしめざればなり。……或いは曰く、嫡死するも復たは更めて立てざるは、嫡に二無きを明らかにし、篡煞を防ぐなり。宗廟を祭るには、攝するのみ。(嫁娶篇)

と、兩論を併記する、その「或曰」以下に依據していると思われる。⁽⁴⁶⁾ またこの議論は諸侯とその夫人について論じたものだが、鄭玄が呂后の例を引いていることより、彼が現實の漢王朝の皇帝にも適用すべき問題ととらえていたことがわかる。前節の「天子親迎」議論でも、許慎は不親迎の根據として叔孫通の禮を擧げているが、漢朝の故事を根據とする以上、少なくとも漢儒自身の意識の中では、これらの經學上の議論は現實と連續していたのである。

鄭駁が呂后の例を引いている(呂后の配食をやめたのは後漢の光武帝であり、鄭玄の事實誤認なのだが。⁽⁴⁷⁾) ことに關連して、梁貴人追尊に先だつて、竇太后(章帝竇皇后)の尊號を貶ずることが提案されていた。

(永元)九年、太后崩ず。未だ葬るに及ばずして、而して梁貴人の姉孃 上書して貴人枉沒の狀を陳ぶ。太尉張酺、司徒劉方、司空張奮 上奏すらく、光武 呂太后を黜くるの故事に依りて、太后の尊號を貶じ、宜しく先帝に合葬すべからずと。(『後漢書』皇后紀)

『後漢書』本紀や『後漢紀』を見る限り、竇太后の尊號降格が梁貴人追尊の前提として論じられたわけではないようで、また實際、和帝の意向によつて竇太后の尊號降格は實行されなかったのだが、鄭玄が妾母への尊號授與には嫡母の廢黜が條件であると考えたのは、張酺らの議論をふまえたか、もしくはこの考え方が當時一般に存在したためと思われる。いずれにせよ、鄭玄は嫡妻の竝立を許さない「一嫡無し」を金科玉條のごとく考え、それを皇帝にも當てはめていたのである。鄭玄が庶人から天子まで一貫して、夫婦という單位を重視していたことはこの議論にも現れている。

鄭玄は「禮に未だ之れ有らざる」と、妾母の尊號獲得に強く反對するが、現實には梁貴人の追尊以後、生母の追尊は歴

代行われ、桓帝和平元（一五〇）年には、それまでの死後追尊ではなく、生母匭氏は初めて生前に「孝崇皇后」の尊號を授與され、次代靈帝の生母「孝仁皇后」も生前授與である。⁽⁴⁸⁾ 靈帝の生母は解犢亭侯の夫人であり、安帝や桓帝の生母に至っては清河王や蠡吾侯の滕妾にすぎない。そればかりか、清河王妃耿氏は「甘陵大貴人」を、蠡吾侯夫人馬氏は「孝崇園貴人」とされたために、嫡妾すら逆轉してしまったのである。もともと皇帝の妻妾でなくとも皇后を追尊され得るとすれば、いわば皇后の濫發であり、皇后權威の相對的低下は免れまい。

「母以子貴」に基づく追尊皇后により、正號皇后の尊嚴は相對化されていくが、皇后と對立するのは「母」の貴ではなく、その子である皇帝の權威なのであり、一見嫡妻と妾との關係のように見えるけれども、實は現皇帝と先帝の皇后との問題に他ならない。「帝后一體」として後漢初期に確立された皇后の尊嚴は、早くも和帝永元九（九七）年をメルクマーとして、皇帝に對して相對的低下を餘儀なくされるのである。

前節で取り上げた「天子親迎」議論で、後漢の初期に優勢であつた親迎說から、後漢中期以後、天子至尊を理由に不親迎說へと傾斜していく背景には、和帝以後の追尊皇后の濫發と、それによる皇后權威の低下という情勢が無縁ではなからう。

『白虎通』以後の皇后權威の相對的低下は、「后」の訓詁にも表れている。『白虎通』嫁娶篇では、天子の妃を后と呼ぶ理由として、「后とは、君なり。天子の妃は至尊、故に后と謂うなり。」と、「后」を君と解するが、『禮記』曲禮下の鄭玄注や蔡邕『獨斷』では「后の言たるや後なり」と、「后」を後と解している。天子とともに君として並び立つのではなく、天子に譲り、一步下がって後ろに立つ后へと變化しているのである。

前漢武帝期以來、皇后は皇帝の一體なる妻としての權威を徐々に獲得し、後漢の初期にその權威は頂點に達する。章帝が嫡母馬皇后を尊重して、生母竇貴人に尊號を與えなかつたのは、この時期における皇后の尊貴さを象徴しよう。しかし、和帝期ごろより、「母以子貴」を理由に追尊皇后が濫發され、正號皇后の權威は相對化されていくことになる。一般の夫

婦と同じ一體性を皇帝夫妻にも援用し續ける無理は、天子親迎議論により、すでに露呈している。單なる皇帝の「妻」であることを越えた、新たな皇后像のモデルを提示する必要に、儒者は迫られていたのである。

第三節 君子好仇

以上見てきたように、「天子不親迎」説が優勢となるとほぼ時を同じくして、和帝永元九（九七）年に生母の皇后追尊が始まり、桓帝和平元（一五〇）年にはついに生前の尊號授與が行われた。正號皇后の權威は、徐々に皇帝權威に屈して相対的低下を餘儀なくされていくのである。鄭玄『駁異義』が許慎に代表される皇帝の絶對的權威を認める當時の流れと逆行し、『白虎通』に依據してあくまで天子と后との夫婦の一體性を主張しているのは興味深い。しかしその鄭玄も、晩年には「皇后敬父母」議論に見えるような、折衷論的な皇后論へと行きつき、かえって邴原に手ひどい反駁を浴びせられることになる。⁽⁴⁹⁾

本節では三禮注の著述を経た後の著作である、『毛詩鄭箋』⁽⁵⁰⁾の「后妃の徳」を謳う周南・關雎を取り上げよう。『鄭箋』は六朝以後の詩經學において絶大なる影響力を及ぼしたから、『鄭箋』に描かれた皇后論は、後漢的な皇后論の歸着點の一つとして、後世に繼承されていったはずである。ことに關雎には、本稿の冒頭にも觸れたように、『毛傳』とは異なる鄭玄の解釋の獨自性が顯著に現れている。

關雎の解釋における『毛傳』と『鄭箋』の違いは、要は大序の「是を以て關雎は淑女を得て以て君子に配さんことを樂う」の「淑女」がすなわち「后妃」⁽⁵¹⁾その人であるか否かに集約されうが、結果として「窈窕淑女、君子好逑」の二句の解釋に以下のごとき懸隔を生むのである。

毛傳…窈窕、幽閒なり。淑は善、逑は匹なり。后妃に關雎の徳有り、是の幽閒貞專の善女、宜しく君子の好匹と爲すべきを言う。

鄭箋・怨耦を仇と曰う。后妃の徳和諧すれば、則ち幽閒にして深宮に處る貞專の善女、能く君子の爲に衆妾の怨む者を和好するを言う。皆な后妃の徳に化され、嫉妬せざるを言う。三夫人以下を謂うなり。

『毛傳』の解釋では、淑女は君子の「好匹」(よい連れ合い)となり、陳澧も指摘するように、后妃と淑女を同一人物ととらえているとみて間違いない。⁽⁵²⁾ところが、『鄭箋』は明らかに『毛傳』を下敷きしているにもかかわらず、淑女と后妃を別人とし、后妃は君子のために淑女を進めんと願ひ、その淑女(三夫人・九嬪)がより位の卑しい衆妾を和好すると讀む。

まず『鄭箋』の「怨耦を仇と曰う」とあるのは唐突である。「仇」という文字が經文に使用されていないのだから。もとめと今文系のテキストでは仇に作つたとされ、鄭玄が見た『毛詩』のテキストが「仇」に作っていた可能性もないではないのだが、いずれにせよ、『鄭箋』は『左傳』桓公二年の「嘉耦を妃と曰ひ、怨耦を仇と曰う」を援用し、「仇」を「怨む者」⁽⁵⁴⁾と讀んでいるので、「迷」を「匹」⁽⁵³⁾と配偶とする『毛傳』の解釋と眞つ向から對立する。鄭玄の解釋に従えば、この句は「君子のために仇を好ぐ」と訓讀しなければならぬ。⁽⁵⁵⁾

實は、『鄭箋』の「衆妾の怨む者を和好する」という解釋は、魯詩説とされる劉向『列女傳』卷一母儀篇「湯妃有嬖」の、

有嬖の湯に妃たるや、九嬪を統領し、後宮に序有り、咸な妬媚逆理の人無し。……詩に云う、「窈窕たる淑女、君子の好迷」⁽⁵⁶⁾と。賢女能く君子の爲に衆妾を和好するを言うは、其れ有嬖の謂いなり。

とある解釋に基づいている。しかし『列女傳』では、詩中の淑女は湯妃その人を指しており、九嬪以下ではない。劉向もやはり后妃⁽⁵⁷⁾と讀んでいるのである。淑女と后妃を別人とし、后妃が君子のために淑女を求めるといふ『鄭箋』の解釋は、後漢當時においても、かなり特異な解釋だったと考えられる。⁽⁵⁷⁾

『鄭箋』のもう一つの特徴は、淑女を三夫人以下と解することである。この三夫人とは言うまでもなく、『禮記』昏義

に見える、

古者、天子の后は六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻を立て、以て天下の内治を聴き、以て婦順を明章す。といった、三夫人九嬪以下總勢百二十人の周代の後宮制度を念頭に置いたものである。鄭玄の詩解釋が、三禮に基づいているとは通説だが、この關雎においても露骨に現れていると言えよう。

『毛傳』と『鄭箋』を見比べれば、『毛傳』の「幽閒貞專之善女」に『鄭箋』は「幽閒處深宮貞專之善女」と、「處深宮」の句を加え、巧みに詩の舞臺を巨大な後宮へと置き換えている。また劉向『列女傳』は「衆妾を和好する」だが、『鄭箋』は「衆妾の怨む者を和好する」と、「怨者」を加え、『列女傳』では湯妃と衆妾の二階級なのを、『鄭箋』では「后妃」(嫡妻)——「三夫人」(貴妾)——「怨者」(賤妾)の三階級の差違が強調されている。后妃の德に三夫人以下が感化され、また三夫人以下が衆妾の「怨者」を感化し、「后妃↓淑女↓衆妾」の二段階の德化によって、結局は后妃の德が三夫人九嬪以下の後宮全體を感化するという構造である。この「嫡妻—貴妾—賤妾」の三階級は、武帝期に後宮位號が整備される以前より一貫する、漢代後宮制度の根幹をなす區分でもある。鄭玄の關雎解釋もまた、劉向『列女傳』⁽⁶⁰⁾を受け継ぎ、後宮批判の意味合いもあつたに違いない。

しかし、後宮妻妾を感化する后妃を描くだけならば、『列女傳』と同じく淑女⇨后妃であつてもかまわないはずである。『鄭箋』は淑女を三夫人九嬪の貴妾にあてることにより、總勢百二十人の整然とした後宮妻妾の階級性を暗示し、そしてその後宮の秩序が「后妃の德」によって保たれているとする。すなわち「仇を好ぐ」という解釋と「三夫人以下を謂うなり」との一言が、鄭玄の關雎解釋のポイントなのである。

つまり、君子と后妃二人だけの横の關係のみを言及する『毛傳』に對して、『鄭箋』は『禮記』『周禮』の「后—三夫人—九嬪—衆妾(世婦・御妻あるいは女御)」という後宮姬妾の、言わば縦の關係の中に后妃を位置づけ、后妃と君子との關係は直接言及しない。これはかつて『駁異義』が、「天子は至尊と雖も、其の後に於けるは猶お夫婦なり」と、天子と后

の夫婦關係にのみ注目して議論していたことに比べて、大きく違っている。

おそらく鄭玄は、關雎に謳われる「后妃」と、『禮記』『周禮』に登場する后とを一體化し、ひいては三禮に描かれる周代社會制度を背景として、『詩』全體を解釋しようとしたのであろう。そのためには、どうしてもこの冒頭の詩において、三夫人九嬪の制度に觸れておきたかったのだと思われる。⁽⁶¹⁾したがって鄭玄の中では、例えば『禮記』昏義に、

故に曰く、天子 男教を聴き、后 女順を聴く。天子 陽道を理め、后 陰徳を治む。天子 外治を聴き、后 内治を聴く。

とある、天子と后との對偶關係はすでに自明の前提であった。『周禮』天官冢宰・内宰の「凡そ國を建つるに、后を佐けて市を立つ」の鄭玄注には、

王 朝を立て后 市を立つ、陰陽相成の義なり。

と、陰に屬する市は后が立てるとする。⁽⁶²⁾鄭玄は、后を後宮内にとどまらず、天子の對偶として陰を主り、世界の陰陽を調和させる存在にとらえている。この後の觀念を『詩』の世界に持ち込むために「謂三夫人以下也」の文言を加えた——必然的に后妃と淑女は別人でなければならない——のである。

鄭玄は「君子の好匹」という『毛傳』の解釋を捨てることにより、天子という一人の人間の「妻」であることを超越した、天子の對偶として、世界の陰陽調和の象徴たる「后」の像を描こうとしたのである。

む す び——關雎と皇后——

皇帝の嫡妻としての皇后という存在は、これまで特に疑問を抱かれることがなかった。しかし、實は戰國末、『荀子』は次のように宣言しているのである。

天子に妻無し。人として匹無きを告ぐるなり。（君子篇）

人として匹敵する者のいない天子には、妻など存在しえない、と。始皇帝の「皇后」が一切史乗に見えず、息子たちも嫡庶の別を論じられない。このことは、少なくとも始皇帝が創始した皇帝支配體制の中に、皇帝の嫡妻たる「皇后」など想定されていなかったことを暗示しているのではないか。

皇后が皇帝に對比される存在として、その權威が皇帝支配體制の枠の中で明確に位置づけられるのは、前漢武帝期以降と考えられる。前漢末には皇帝と皇后の間にも『儀禮』の「夫妻一體」の思想が適用され、後漢の初期に「后」が皇后によつて獨占され、『禮記』に描かれる「天子の后」に比される地位を獲得した。皇帝と皇后は一般の夫婦と同様、一體なる存在であり、天子もまた婚禮の際には親迎すべしとする考え方が優勢であった。しかし、後漢和帝期ごろを境として、天子の至尊が后との一體性に優越するとする「天子不親迎」が優勢となり、また現實にも、相次ぐ皇帝の生母・祖母らの追尊によつて、皇后權威は相對的低下を餘儀なくされるのである。

皇帝の嫡妻としての皇后權威の確立とは、實は裏を返せば、庶人というところの妻など存在しえない超越的存在から、儒教の禮的世界の頂點に立つ天子へと、皇帝權威そのものが變質し、イメージを固めていく過程でもある。皇帝を天地、日月などの陰陽二元的な世界になぞらえるとき、その對偶として皇后が必要であった。ただ、皇帝と皇后の間にも、『儀禮』に見える一般の一體なる夫婦の像を當てはめ、天下に並びなき天子と、その一體なる妻としての皇后を兩立させようとする儒教的な皇后論は、もとより矛盾を内包していたのである。

『駁五經異義』の段階ではあくまで天子と后の一體性に固執していた鄭玄が、後の『毛詩鄭箋』では、關雎の解釋において『禮記』や『周禮』に見える、後宮妻妾の立體的な階層を述べるのみで、天子と后との關係については直接言及しない。このことは、鄭玄が關雎に読み込もうとした后は、天子の對偶として天下の陰陽を調和させる存在となっており、天子個人の妻であることをすでに超越した、より高次元の存在へと成長していることを意味する。鄭玄の強引とも言える關雎の解釋は、皇后が宿命的に背負っていた矛盾を乗り越えようとする試みでもあったと考えられよう。

周南・關雎は、少なくとも三家詩以後は、天子と后妃、孔疏以後は文王とその妻太姒を歌うものと解釋されてきた。しかし、本來は天子夫妻の詩ではなく、一般の男女の戀歌であつたと言ふ。⁽⁶⁴⁾ 一つがいの水鳥に喩えられた戀人たちは、『毛傳』によつて「好匹」たる天子とその后へ、さらに『鄭箋』では天子のために賢女を薦める后の詩へと、讀み替えられていった。それはまさに、『儀禮』に描かれた一般夫婦の一體性を皇帝夫妻にも援用し、いったんは妻として皇帝と一體なる權威を獲得した後漢の皇后が、皇帝の至尊に屈した過程とも重なつていよう。關雎の經學的解釋の變遷は、儒教的皇后論の變遷の道筋を、はからずも映し出しているのである。

註

(1) 『毛詩』大序。(本稿では孔疏の説に従い、關雎の序全體を大序として扱う。)[關雎后妃之德也、風之始也、所以風天下而正夫婦也]。

關雎の解釋については、岡村繁譯注『毛詩正義譯注』第一冊(中國書店、一九八六)、高田眞治『詩經』上(漢詩大系一、集英社、一九六六)、村山古廣「關雎篇の詩旨——解釋學史の見地から——」(『詩經研究』一一、一九八六)、黃焯『毛詩鄭箋平議』、『詩疏平議』(ともに上海古籍出版社、一九八五)等を参照した。

(2) 詩序に關する議論は、皮錫瑞『經學通論』詩經に詳しい。その他、白川靜『詩經研究 通論篇』(朋友書店、一九八一)序説、藪敏裕『毛序』成立考——古文學との比較を中心として——(『日本中國學會報』四〇、一九八八)。

(3) 前漢末の「后妃論」と『詩經』については薄井俊二「前漢成帝期の后妃論をめぐって——前漢末期における儒家的

后妃像・後宮像の提案——」(『中國哲學論集』二四、一九九八)、山崎純一「女訓書としての漢代の『詩經』——『毛詩』と『古列女傳』女訓詩の基礎的檢討——」(『村山古廣教授古希記念中國古典學論集』汲古書院、二〇〇〇)。

(4) 例えば陳澧『東塾讀書記』卷六

鄭與毛大不同者。關雎「傳」云、「言后妃有関雎之德、是幽閒貞專之善女、宜爲君子之好匹。」箋云、「怨耦曰仇、言后妃之德和諧、則幽閒處深宮貞專之善女、能爲君子和好衆妾之怨者。」此毛以爲后妃是淑女、「是」字甚明。孔疏乃謂毛以爲后妃思得淑女、強毛從鄭。然『毛傳』「是」字、豈可強解乎。

『鄭箋』が實は三家詩に據る解釋が多いことは、大川節尚「三家詩より見た鄭玄の詩經學」(關書院、一九三七)、藪敏裕「三家詩と『毛詩』——『關雎編』を中心として——」(『斯文』九七、一九八九)、文幸福「詩經毛傳鄭箋

辨異」(文史哲出版社、一九八九) 参照。

- (5) 谷口やすよ「漢代の皇后權」(『史學雜誌』八七一—、一九七八)、「漢代の太后臨朝」(『歴史評論』三五九、一九八〇)、渡邊義浩「後漢國家の支配と儒教」(雄山閣、一九九六)第五章「外戚」(原載「史叢」第五號、一九九〇)、これらは漢代における皇太后の權力掌握を、先帝の皇后としての嫡妻權に基づくとする。これに對し岡安勇「漢魏時代の皇太后」(『法政史學』三五、一九八三)は、皇太后の權力は皇帝の母であることに基づくとする。富田健之「後漢前半期における皇帝支配と尙書體制」(『東洋學報』八一—四、二〇〇〇)は、後漢の外戚政權は皇太后臨朝にのみ依存していたとするなど、これまでの研究は皇后よりもむしろ皇太后と外戚に重點が置かれている。後漢時代の外戚に關しては、東晉次「後漢時代の政治と社會」(名古屋大學出版會、一九九五、下倉涉「漢代の母と子」『東北大學東洋史論集』八、二〇〇一)など。
- (6) 藤川正數「漢代における禮學の研究」(増訂版、風間書房、一九八五)第九章「后妃選入の制度と問題點」第十章「后妃の身上について」。
- (7) 漢代の後宮制度については、鎌田重雄「秦漢政治制度の研究」(日本學術振興會、一九八二)第三篇第三章「漢代の後宮」、毛佩琦「中國后妃制度述論」(『中國人民大學學報』一九九〇—六)。
- (8) 谷口前掲「漢代の皇后權」四七頁。
- (9) 呂后の特種な個性については、呂氏專權に關わってでは

あるが、東前掲書一一一頁、前掲下倉論文注四一も指摘している。

- (10) 『日知錄』后「春秋桓八年、祭公來、遂逆王后于紀。襄十五年、劉夏逆王后于齊。於是始稱后。」岡安勇「皇太后」號成立以前の王母について(『史觀』一二二冊、一九八五)もまた、「文獻史料・金文史料のいずれに據つても西周後期まで王妃・王母に對する稱號として「王后」・「王太后」は採用されていない」と述べる。

- (11) 例えば、「漢興、呂娥句爲高祖正后、男爲太子。」(『史記』外戚世家)「以呂祿女爲帝后」(『史記』卷九呂太后本紀)など。少帝呂皇后の場合には、後に正統な皇后と認められておらず、特に「漢書」はその存在を默殺しているので、考察の對稱とするのは不適當かも知れない。

- (12) 二人の少帝は表向き張皇后所生とされていたのだから、惠帝崩御の後には張氏は皇太后、呂氏は太皇太后と呼ばれなければならぬが、そのような形跡は史料より窺えない。皇后、皇太后、太皇太后といった整然とした稱號が、秦以來繼承されていたわけではないように思われる。ただ、文帝以前については文獻史料に限界があり、後考を俟ちたい。考古資料としては、一九六八年陝西省咸陽狼家溝より「皇后之璽」と彫られた玉印が出土したが、秦波「西漢皇后玉璽和甘露二年方銅爐の發現」(『文物』一九七三—五)は、「呂后陵旁便殿內的供祭之物」とし、楊鴻年「我對呂后玉璽の一點看法」(『考古與文物』一九八一—六)は、「呂后棺內的殉葬東西」、つまり呂后が實際に日常佩びていた印

であるとする。しかし、王人聰「論咸陽出土「皇后之璽」的年代」(『香港中文大學中國文化研究所學報』一五、一九八四)は、この玉璽を呂后の璽とする考古學的な證據はないとし、玉璽印文の書法風格より玉璽年代の上限を文景時期、下限を武帝期前後とする。

- (13) 漢代の皇后冊立儀禮は『續漢書』禮儀志が記さず、劉昭注が蔡質の「立宋皇后儀」を補うのみである。これに據ればその儀禮は皇后璽の授與が中心となる。皇后が廢される場合にその璽綬を回收することは、武帝陳皇后の廢立の際にすでに見える。

- (14) 前掲鎌田「漢代の後宮」五四八頁。

- (15) 前掲鎌田「漢代の後宮」五五〇—五五一頁。

- (16) しかし『續漢書』禮儀志中注引蔡質「立宋皇后儀」には、「女史授使倂、使倂長跪受、以授昭儀、昭儀受、長跪以帶皇后」とあり、使倂や昭儀が見えるので、靈帝期には再び置かれていたようである。

- (17) 前漢の皇后の多くが卑賤の出身であることは、趙翼『廿二史劄記』卷三「漢初妃后多出卑賤」。後漢の皇后に家柄が重視されたことは、前掲渡邊「後漢國家の支配と儒教」二八三—二八六頁、孟華「淺議兩漢皇室婚姻的變遷」(『西北大學學報(哲學社會科學版)』三—一、二〇〇一) 九九頁。

- (18) 前掲鎌田「漢代の後宮」五五四頁。

- (19) たとえば、『漢書』卷八〇「宣元六王傳」には、哀帝期に東平王の「后謁」が棄市された記事が見える。

- (20) 『後漢書』列傳九耿寶傳「寶女弟爲清河孝王妃」。

- (21) 光武帝の郭皇后は廢位されたのち「中山王太后」と呼ばれ、また明帝の兄楚王英の母許氏は「楚太后」と呼ばれている。これらはいずれも皇帝の妻妾が所生の皇子封王の結果「太后」の號を得たものであり、諸侯王妃が夫の死後「王太妃」を稱するのは區別されたのではないかと考えられる。また順帝漢安中、沛王の祖母「太夫人周」に「妃」の印綬を贈った事例(『後漢書』列傳三「光武十王傳」)が見え、あるいは嫡妻でなかったため「妃」を稱し得なかった女性に「妃」號を追贈したものであろうか。ともかく、「妃」が諸侯王妻妾の最高位であることがわかる。

- (22) 『白虎通』のテキストは陳立『白虎通疏證』の淮南書局本を用いた。

- (23) 尊號問題の詳しい經過は拙稿「前漢後半期における儒家禮制の受容——漢的傳統との對立と皇帝觀の變貌——」(『歴史と方法編集委員會編『歴史と方法』3 方法としての丸山眞男』青木書店、一九九八) 参照。

- (24) 前掲谷口「漢代の皇后權」四三頁。

- (25) 『後漢書』皇后紀・靈思何皇后の條に、「董太后自養協、號曰董侯」とある。

- (26) 桓帝の母閔氏は、本初元(一四六)年十月に孝崇博園貴人となり、和平元(一五〇)年二月梁太后(順帝梁皇后)が崩ずると、その五月に孝崇皇后とされた。『後漢書』皇后紀下に、「宮曰永樂、置太僕・少府以下、皆如長樂宮故事」とあり、長樂宮は注引『漢官儀』に「帝母稱長樂宮」

と言うように、皇太后のこと。尊號は「皇后」だが、扱いは「皇太后」に等しかったと見てよいであろう。なお、王氏や董氏のように、生前に「皇后」の尊號を授與された事例も、正統皇后との對比の上で、ひとまず「追尊」の事例と同様に扱う。なお、追尊皇后については前掲藤川「后妃の身上について」四六二—七〇頁参照。

- (27) 追尊皇后は、例えば「敬陰后」や「恭懷后」のように書かれることもあるが、『續漢書』祭祀志下に「和帝追尊其母梁貴人曰恭懷皇后、陵曰西陵。以竇后配食章帝、恭懷后別就陵寢祭之」とあるように、「后」とあるのは「皇后」の略稱である。

- (28) 郊祀制度の變遷については、金子修一『古代中國と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一）、小島毅「郊祀制度の變遷」（『東洋文化研究所紀要』第一〇八冊、一九八九）、前掲拙稿「前漢後半期における儒家禮制の受容」参照。

- (29) 前掲小島「郊祀制度の變遷」一九八頁。

- (30) 前掲小島「郊祀制度の變遷」一三九—一四〇頁。

- (31) 『儀禮』喪服・子夏傳「父子一體也、夫妻一體也、昆弟一體也。故父子首足也、夫妻胷合也、昆弟四體也」。

喪服の傳は、前漢末から後漢初期には「服傳」として經・記とは別行していたらしいが、すでに經・記と同様か、もしくはそれらに準ずる扱いを受けていたのは間違いない。本稿では現行本に従って『儀禮』と表記する。詳しくは

『武威漢簡』（文物出版社、一九六四）の陳夢家による「敘論」、沈文倬「漢簡《服傳》考」（上・下）（『文史』二

四・二五、一九八五）参照。

- (32) 『儀禮』を天子にも適用していくことから生じる問題については、別に論じるべきものとして、今後の課題としたい。今文『禮經』の限界性については王葆玄『西漢經學源流』（東大圖書公司、一九九四）も指摘している。

- (33) 『後漢書』皇后紀下注引『蔡邕集』諡議、「漢世母氏無諡、于至明帝始建光烈之稱、是後轉因帝號加之以德、上下優劣、混而爲一、違禮「大行受大名、小行受小名」之制。」「諡法」、「有功安人曰熹」。帝后一體、禮亦宜同。大行皇太后諡宜爲和熹」。

- (34) 楊樹達『漢代婚葬禮俗考』（商務印書館、一九三三、その後上海古籍出版社より、二〇〇〇年再刊）第一章第二節。錢玄『三禮通論』（南京師範大學出版社、一九九六）五七—六頁。蘇冰・魏林『中國婚姻史』（文津出版社、一九九四）第二章第二節。

- (35) テキストは、皮錫瑞『駁五經異義疏證』に據る。天子親迎議論については日原利國『漢代思想の研究』（研文出版、一九八六）二三「白虎通義」研究緒論——とくに禮制を中心として——（原載『日本中國學會報』一四、一九六二）にも觸れる。二七四—五頁。

- (36) 今古文學の對立については、濱久雄「中國經學史における今古文學の思想對立」（『東洋研究』一二九、一九九八）の整理が詳しい。

- (37) 『左傳』桓公八年經・正義「文王之迎太姒、身爲公子、迎在殷世、未可據此以爲天子禮也。孔子之對哀公、自論

魯國之法。魯周公之後、得郊祀上帝、故以先聖天地爲言耳、其意非說天子禮也。且鄭玄注禮、自以先聖爲周公、及駁異議則以爲天子、二三其說、自無定矣。」

- (38) 前掲楊「漢代婚葬禮俗考」は、王莽の女平帝王皇后に聘后に際し、「奉乘輿法駕」(外戚傳)とあるのは親迎を言うとする(上海古籍版一二頁)が、實際に平帝が親迎したかどうかは定かではない。

- (39) 『五經異義』の成立年代は明文が存しないが、『說文解字』の成立は「後敘」によれば永元一二(一〇〇)年であり、『說文』段注は『異義』が『說文』に先立って成立したと考證しており、これが定説となっている。許慎については白川靜『說文新義』卷十五(再版、白鶴美術館、一九七六)。ただ張震澤『許慎年譜』(遼寧大學出版社、一九八六)は『異義』の成立を安帝永初五(一一一)年に繫年し、十年程隔たっている。

- (40) 池田秀三「白虎通義」と後漢の學術」(小南一郎編『中國古代禮制研究』京都大學人文科學研究所、一九九五)は、許慎の『五經異義』は當時の「國憲」とも言うべき『白虎通』に對する、古文說に據った公然たる反論であるという。(41) 聘后儀禮については前掲藤川「后妃選入の制度と問題點」四二一六頁。

- (42) 『駁異義』の著作年代もまた明文がない。大川前掲『三家詩より見た鄭玄の詩經學』附錄「鄭玄年譜」は、陶方琦『許君年表攷』に依據し、鄭玄三十歳前後の作とするが、藤堂明保「鄭玄研究」(蜂屋邦夫編『儀禮士昏疏』汲古書

院、一九八六)は、三禮注執筆時代の末期、鄭玄五十歳ころの作とする。しかし『駁異義』と三禮注とがほぼ同時期のものとすれば、例えば前掲註(37)『左傳』恒公八年正義に批判される『禮記注』と『駁異義』の解釋の不一致などは、説明し難いように思われる。初期の鄭玄は今古文折衷とはいっても比較的今文學に重點を置き、中後期以後古文學重視に轉換したとされる(池田秀三「緯書鄭氏學研究序說」『哲學研究』五四八、一九八三)。「駁異義」は今文說に與することが多く、初期の著作に屬するように思う。

- (43) 異義、妾母之子爲君、得尊其母爲夫人不。春秋公羊說、妾子立爲君、母得稱夫人、故上堂稱妾、屈於嫡、下堂稱夫人、尊行國家。父母者子之天也。子不得爵命父母、則士庶起爲人君、母亦不得夫人。至於妾子爲君、爵其母者、以妾本接事尊者有所因也。穀梁說、魯僖公立、妾母成風爲夫人入宗廟、是子而爵母也、以妾爲妻非禮也。古春秋左氏說、成風得立爲夫人、母以子貴、禮也。(『通典』卷七二等引)
- (44) 謹案、尙書、舜爲天子、瞽瞍爲士。明於匹庶者、子不得爵父母也。至於魯僖公、本妾子、尊母成風爲小君、經無譏文。公羊・左氏義是也。

- (45) 原文は「以將傳重故也」だが、基づくところの『儀禮』喪服が「以將所傳重故也」とあるのでこのように讀んだ。(46) ただし『白虎通』の議論は夫が生存中に夫人が死んだ場合であり、生母の追尊議論ではない。

- (47) 『後漢書』光武帝紀・建武中元元年冬十月條
甲申、使司空告祠高廟曰、「高皇帝與群臣約、非劉氏

不王。呂太后賊害三趙、專王呂氏、賴社稷之靈、祿・產伏誅、天命幾墜、危朝更安。呂太后不宜配食高廟、同祧至尊。薄太后母德慈仁、孝文皇帝賢明臨國、子孫賴福、延祚至今。其上薄太后尊號曰高皇后、配食地祇。遷呂太后廟主于園、四時上祭。

- (48) この他、安帝の生母左氏が「孝德皇后」、祖母の章帝朱貴人が「敬隱皇后」、順帝の生母李宮人が「恭愍皇后」、桓帝の祖母趙氏が「孝穆皇后」、靈帝の祖母夏氏が「孝元皇后」、獻帝の生母王美人が「靈懷皇后」を追尊されている。
- (49) 『通典』卷六七「皇后敬父母」。この議論については、藤川正數『魏晉時代における喪服禮の研究』（敬文社、一九六〇）餘論第一章「三 皇后敬父禮をめぐる論争」（四〇二―六頁）参照。

- (50) 『鄭箋』の著作年代については、黨禁が解かれた靈帝中平元（一八四）年（鄭玄五十八歳）以後であることは動かないであろう。王利器『鄭康成年譜』（齊魯書社、一九八三）。

- (51) ここで言う后妃とは、大序の孔疏に、「天子の妻は唯だ后と稱するのみ、妃は則ち上下の通名、故に妃を以て后に配して之を言う」とあることから、后・妃の二人、あるいはそれによって代表された宮女たちではなく、本稿でこれまで述べてきた天子の正妻である「后」一人を指している。

- (52) 前掲註（5）参照。

- (53) 今文三家詩の遺説については王先謙『詩三家義集疏』に據った。ただし、三家詩遺説の分類については、あくまで

遺説の収集にすぎないという問題がある。渡邊末吾「先儒の三家詩遺説分類」批判」（『東洋學報』二二六―二、一九三九）。

- (54) 臧琳『經義雜記』は、本来『毛詩』は「好仇」に作つていたのを、後人が「好逑」に改めたとするが、阮元『毛詩注疏校勘記』はそれを非とする。

- (55) 邊士名朝邦「鄭玄の詩經解釋學」（『中國哲學論集』六、一九八一）二五頁。

- (56) 今本は遂につくるが、王先謙『詩三家義集疏』は、後人の改作で、本来は仇に作るとする。なお『列女傳』に引く『詩』が魯詩説であるとする定説に對しては、下見隆雄『劉向「列女傳」の研究』（東海大學出版會、一九八九）第三章『列女傳』と三家詩の關係について——『列女傳』魯詩説への疑義——の批判がある。

- (57) 馬瑞辰『毛詩傳箋通釋』は、

后妃求賢之說、始於『鄭箋』誤會「詩序」憂在進賢一語爲后妃求賢。不知「序」所謂進賢者、亦進后妃之賢耳。『孔疏』不悟「序」及「毛傳」與「箋」異義、概以后妃求賢釋之、誤矣。

と、后妃が君子のために賢女を求めるとの説は『鄭箋』が最初であると指摘するが、皮錫瑞『經學通論』二詩經は、序言憂在進賢、則已有后妃求賢女之意、『鄭箋』遂以爲后妃寤寐求賢女、其義亦本於三家詩。『列女』湯妃有嬖傳引詩云、窈窕淑女、君子好逑、言賢女能爲君子和好衆妾。『詩推度災』曰、關雎有原冀得賢妃正八嬪、

是魯齊詩已與『鄭箋』意同。

とする。しかし引用の例はどちらも后妃と淑女が別人であることを證するものではない。王先謙『詩三家義集疏』も「皆以淑女爲卽聖配、不分「后妃」・「淑女」爲二人。」と述べるように、現存する三家詩の遺説に后妃求賢女の説は見えないようである。

- (58) 前掲大川『三家詩より見た鄭玄の詩經學』。また加賀英治『中國古典解釋史 魏晉篇』（頸草書房、一九六四）も第二章第三節「鄭玄は……注を作った「易」「書」「詩」の三經のうち、禮と結ぶことにおいては、「毛詩箋」がもっとも多」（二七一頁）いとする。

- (59) 前掲鎌田『漢代の後宮』。

- (60) 劉向が『列女傳』を著した事情は、『漢書』卷三六劉向傳に、「（劉）向睹俗彌奢淫、而趙・衛之屬起微賤、踰禮制、向以爲王教由内及外、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、及孽嬖亂亡者、序次爲列女傳、凡八篇、以戒天子」とある。

- (61) 前掲邊土名「鄭玄の詩經解釋學」も、「魯詩説を採用したのは、やはり三夫人九嬪の衆妾の制度に言及しなかったためであることがここにおいて納得できる。」（二五頁）とする。

- (62) 「朝」と「市」を陰陽の構造でとらえるのは、上田早苗

「中國古代の都市」（藤岡謙二郎ほか編『講座考古地理學』二 古代都市、學生社、一九八三）二四六頁。また福山敏男『周禮』考工記の「面朝後市」の説（『榑原考古學研究所編「榑原考古學研究所論集」第七、吉川弘文館、一九八五」参照。

- (63) 今文三家詩は、刺詩とするものも含めて、全て周王とその後の歌と解している。

- (64) 馬王堆漢墓出土の帛書『五行篇』は關雎の第三章「求之不得、寤寐思服、悠哉悠哉、輾轉反側」を引いて「思色」の詩、つまり男性が女性を思う詩と解釋しており、前漢最初期にはまだ后妃の歌とする解釋が定着していなかったことを示す。龐樸『竹帛《五行》篇校注及研究』（萬春樓圖書有限公司、二〇〇〇）二五及び八二頁、池田知久『馬王堆漢墓帛書五行篇研究』（汲古書院、一九九三）五三—五四三頁。

清・方玉潤『詩經原始』は、關雎を文王と太姒に繋げるのを批判し、民間の祝婚歌であるとした。またM・グラネ、内田智雄譯『中國古代の祭禮と歌謠』（東洋文庫、一九八九）では民間の戀愛歌とする。

**A GOOD MATE FOR THE SON OF HEAVEN:
CONFUCIAN THEORIES OF THE
EMPRESS IN THE HAN**

HOSHINA Sueko

The Han dynasty empress 皇后, as the legitimate wife 嫡妻 of the emperor, existed as one with the emperor. This fact has heretofore been taken as a given and has not received sufficient examination. This study considers when the position of the empress was established as the legitimate wife of the emperor within the imperial system and changes in the Confucian views of the empress.

Actually, the *Shiji* 史記 makes absolutely no reference to the empress of the united Chin and this is thought to be due the fact that the individual authority of the empress had yet to be fully recognized in early Han times. The existence of the empress as a counterpart of the emperor, her authority was clearly located within the system of imperial rule, only after ranks were instituted in the Inner Palace 後宮 in second half of the reign of emperor Wu. The legitimate wives of Feudatory Princes 諸侯王 who were called Wanghou 王后 in the early Han, but in the later Han they were reduced to the status of Wangfei 王妃, and the title Hou 后 was monopolized by a single empress called Wanghou, and the *Baihutong* 白虎通 declared the emperor and empress in unity. Only at this point did the empress attain the position of legitimate wife of the son of heaven, who appeared in the classics as Hou 后.

The trends in the establishment of the authority of the empress paralleled the formation of binary yin-yang ritual system, and when the Han emperor was placed with the binary worldview of yin-yang, sun-moon, heaven-earth, the existence of the empress as “a wife at one with” and counterpart of the emperor became indispensable. However, the establishment of the authority of the empress generated the contradiction of “a wife who was a match for the emperor who had no peer in the world.” In the discourse of the *Wujing Yiyi* 五經異義 on the son of heaven himself going out and welcoming a wife, Xu Shen 許慎 had judged that the son of heaven should not go out and welcome a wife on the grounds of the supremacy of imperial dignity, but after emperor He 和, the birthmother and grandmother of the emperor were given additional honors (posthumously awarded the title empress) and the authority of the empress was incorporated into the trend of relativistic

dualities. In these circumstances, Zheng Xuan 鄭玄 in his *Mao shi zheng jian* 毛詩鄭箋 made what might be termed a forced interpretation Guan Ju's 關雎 verse, attempting to elevate the conception of the empress to a higher level, not merely the legitimate wife of an individual emperor, but as an existence of one who governed the realm of yin and as a counterpart to the emperor who embodied yang.

THE SONGSHU 宋書 AND THE POLITICS OF THE LIU-SONG

KAWAI Yasushi

The chief characteristics of the political history of the Liu-Song Dynasty are generally taken to be the strengthening of the power of the emperor and the related rise of men of humble birth known as *hanmen* 寒門 or *hanren* 寒人. In other words, an image has been created of imperial authority aimed at building a monopoly on power by means of appointment of the *hanmen/hanren* in opposition to the aristocratic factions that had held power ever since the Eastern Jin. This picture conforms to the view of Shen Yue 沈約, the compiler of the *Songshu*, but it would probably be inappropriate to understand it as objectively reflecting the reality of the times.

From this point of view, this study first examines the characteristic of the political history found throughout the descriptions of Shen Yue in the *Songshu*. And given the point of view critical of the emperor's exercise of arbitrary authority, makes clear that in the *Songshu* there was a tendency to over-emphasis the power of the emperor and the favored *hanren*. Moreover, it addresses the main studies concerned with Liu-Song political history, and points out the problem that the description corresponds perfectly to that of Shen Yue, particularly as regards the description following emperor Xiao Wu 孝武 (r. 453-464). Furthermore, in seeking to discover a clue to the solution of this problem, it considers the political history of the period of Qianfei-di 前廢帝 (464-65). That which caused the political instability in the period of the Qianfei-di was the unstable authority of the emperor and the tendency for ceaseless repetition of factional infighting among government bureaucrats. The *Songshu* explained the cause of this political instability by charting a vision of the emperor and the favored *hanren* versus the aristocracy, however it would be difficult to claim that such a vision objectively depicted the real circumstances. The authority of the emperor and the bureaucratic class (including aristocrats, *hanmen*, and those originally of *hanren* status) were instead broadly